

特定教育・保育施設等の 運営について

青森市福祉部子育て支援課

令和3年度特定教育・保育施設等
及び特定子ども・子育て支援施設等運営説明会

1 施設型給付費等について

(1) 令和4年度の公定価格

①単価改定

令和4年4月から9月の公定価格は、令和3年度国家公務員給与改定により見込まれる人件費改定分（▲0.9%程度）を反映したものに変更となる予定。

令和4年10月以降の公定価格については、令和4年人事院勧告の内容を踏まえて改定予定。※令和3年度分については、遡及しての単価改定はなし。

その他、国から連絡があり次第追加予定

②処遇改善加算Ⅱに係る研修要件の必須化時期

新型コロナウイルス感染症の影響下において、研修実施体制の構築に一定の期間を要することを踏まえ、令和4年度からの研修要件の適用は行わない。

研修要件を段階的に適用することとし、副主任保育士・中核リーダー等については令和5年度、職務分野別リーダー・若手リーダーについては令和6年度を適用開始時期とする。

③新型コロナウイルス感染症により臨時休園等を行う場合の人件費の取扱い

- 休業手当としての平均賃金の6割を支払うことに止まるものではなく、休ませた職員について、公定価格等に基づく人件費支出について、通常時と同水準とする対応が求められること
- 雇用形態の違いのみ着目して異なる取扱いを行うことは適切ではないこと



注意

1 施設型給付費等について（つづき）

（2）保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

1 事業内容

令和4年2月から9月までの間、保育士や幼稚園教諭等を対象に賃上げ効果が継続されることを前提として、収入を3%（月額9,000円）引き上げるための処遇改善に必要な費用の補助をします。

また、併せて、令和3年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定内容が令和4年度の公定価格に反映された場合に、それにより見込まれる公定価格の減額分に対応するための費用を補助します。

2 対象施設・事業所

- 特定教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）
- 特定地域型保育事業所（小規模保育事業、事業所内保育事業）

3 処遇改善の対象者

- 対象施設・事業所に勤務する職員（非常勤職員を含み、法人役員を兼務する施設長を除く。）

4 実施要件

- 原則として、令和4年2月から職員に対して基本給又は決まって毎月支払われる手当で賃金改善を実施すること。
- 賃金改善計画書及び賃金改善実施報告書を提出すること。計画の具体的な内容を職員に周知すること。
- 補助額は、職員の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。
- 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げにより改善を図ること。
- 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目の水準を低下させてはいけないこと。
- 令和4年10月以降においても、本事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。
- 令和4年度の賃金に関する規程について、令和3年人事院勧告を受けた国家公務員給与の改定に伴う公定価格の引下げに関わらず、当該引下げに係る分を賃金水準に反映していないこと。

1 施設型給付費等について（つづき）

5 補助額の算定

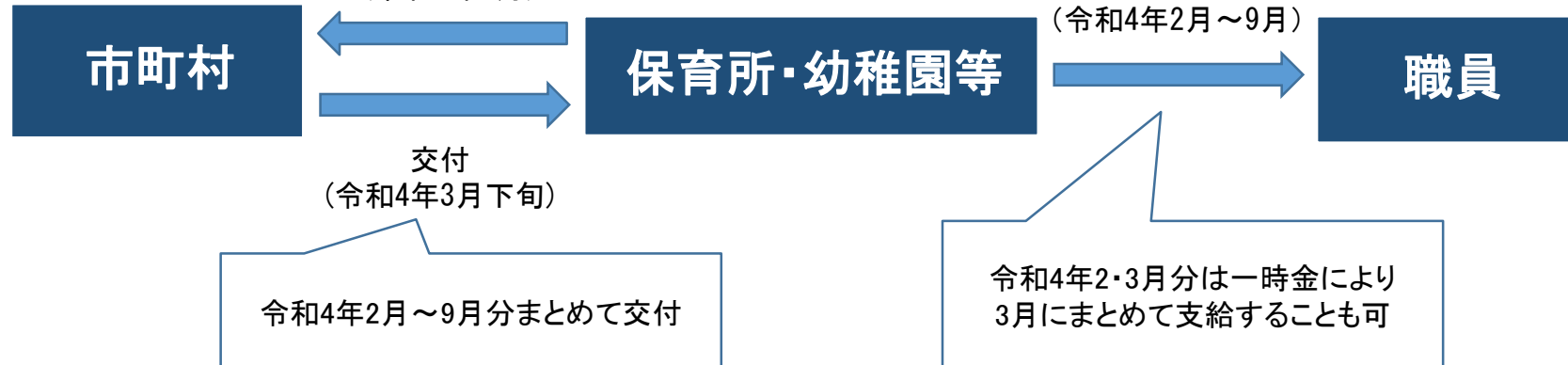
<算式>

補助基準額（月額）※1 × 令和3年度年齢別平均利用児童数（見込み）※2 × 事業実施月数

※1 別に定める

※2 令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む）の総数を12で除して得た数

6 補助の流れ



1 施設型給付費等について（つづき）

（3）施設等利用費における預かり保育の上限額（再周知）

幼児教育・保育の無償化により新たに創設された施設等利用費の対象となる預かり保育の保護者負担分については、日額450円が上限となります。

また、食事の提供にかかる費用は対象外ですので、利用料金に食事代が含まれている場合は、当該食事代相当額を除いた額が施設等利用費の対象となります。（一時預かり（一般型）においても同様です。）



注意

■対象サービス

幼児教育・保育の無償化に係る対象サービスと対象経費（R1.7.17市無償化説明会資料抜粋）

施設区分	考え方
未移行幼稚園	○教育標準時間の利用料が無償 ○保育の必要性がある子どもは、 <u>預かり保育（一時預かり（幼稚園型））も月11,300円まで無償（450円/日）</u>
新制度幼稚園	○預かり保育が平日8時間又は年200日未満の場合は、認可外保育施設の利用料も月11,300円まで無償
認定こども園（1号）	○病児保育等のその他サービスは、無償化の対象外
保育所	○保育（標準・短時間）時間の利用料が無償
認定こども園（2・3号）	○延長保育は、無償化の対象外
小規模、事業所内保育	○病児保育等のその他サービスは、無償化の対象外
認可外保育施設（企業主導型）	○企業主導型保育事業費補助金実施要綱に定める標準的な利用料が無償
認可外保育施設（居宅訪問型）	○幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育、事業所内保育を利用していない子どもであって、保育の必要性のある場合、利用料が月37,000円
認可外保育施設（一般、事業所内）	（0～2歳の住民税非課税世帯は月42,000円）まで無償

■対象経費

○教育・保育の提供に係る利用料（保育料）が対象（※未移行幼稚園は、入園料も対象）

○食事の提供に係る費用（給食費）は、無償化の対象外

預かり保育、一時預かり
における食事代・おやつ
代も対象外



注意

2 職員配置について

(1) 地域子ども・子育て支援事業、障がい児保育事業、ふれあい保育事業

一時預かり事業（一般型、幼稚園型）、病児一時保育事業、地域子育て支援拠点事業、障がい児保育事業及びふれあい保育事業を実施する施設又は事業所にあつては、**各事業において配置が必要となる職員数を適切に配置**してください。

事業名	対象施設・事業	対象児童	職員資格	配置数
一時預かり事業	一般型	主として保育所、幼稚園、認定こども園等に通っていない又は在籍していない乳幼児	保育士 保育教諭	年齢別配置基準 (下限2名。ただし、 <u>保育所等との一体的実施の場合1名</u>)
	幼稚園型 I	主として幼稚園又は認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等における預かり	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	年齢別配置基準 (下限2名。ただし、 <u>幼稚園等との一体的実施の場合1名</u>)
病児一時保育事業	市が委託する 市内4か所	小学校3年生以下の児童	保育士 看護師等	概ね利用児童3人につき1名以上(下限2名)
地域子育て支援拠点事業	市が委託する 市内7か所	主として概ね3歳未満の児童及び保護者	子育ての知識と経験を有する専任の者	2名以上
障がい児保育事業	保育所 認定こども園 小規模保育事業 事業所内保育事業	保育所、小規模又は事業所内保育事業 ：2・3号認定子ども 幼保連携型、保育所型認定こども園 ：1～3号認定子ども 幼稚園型認定こども園 ：3号認定子ども	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	概ね対象児童2人につき1名(ふれあい保育事業と通算して1名未満切上げ)
ふれあい保育事業		障がい児保育：特別児童扶養手当の支給対象児 ふれあい保育：障害者手帳の交付を受けた児童など	保育士 幼稚園教諭 保育教諭	概ね対象児童3人につき1名(障がい児保育事業と通算して1名未満切上げ)



ポイント

2 職員配置について（つづき）

（2）幼稚園型認定こども園における職員配置の経過措置

幼稚園型認定こども園の職員配置については、令和5年度末まで、次のとおりの経過措置が適用されています。

この経過措置により、子育て支援員や小学校教諭等が保育教諭補助者等となることができますが、人数等の制限がありますので、注意してください。

また、令和5年度までの経過措置については、それまでの配置状況により延長するかどうかを再検討することとなりますが、可能な限り、本来の教育・保育従事者である保育士、幼稚園教諭又は保育教諭となるよう努めてください。

経過措置により適用される措置の概要

根拠法令	適用要件等	措置	人数等の制限
幼保以外基準告示 附則第3項	登園又は降園の時間帯その他園児が少数となる時間帯において、年齢別配置基準が1人となる場合	保育教諭、保育士又は幼稚園教諭に代えて、都道府県知事が認める者（子育て支援員）とすることができる	常時配置が必要な 2名のうち1名
同告示第4項	満3歳未満の子ども及び満3歳以上の子どもの教育標準時間以外の保育に従事する者	保育士に代えて、幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭とすることができる	認定こども園となる前 から従事していた養護 教諭を除く
同告示第5項	満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者	保育教諭、幼稚園教諭に代えて、小学校教諭又は養護教諭とすることができる	保育教諭補助者 に限る
同告示第6項	1日8時間を超えて開所する認定こども園であって、開所時間を通じて必要となる職員の総数が利用定員に応じて置かなければならない職員の総数を超える場合	(開所時間を通じて必要となる職員総数) - (利用定員に応じて置かなければならない職員総数) の範囲で都道府県知事が認める者（子育て支援員）とすることができる	保育教諭補助者 に限る



ポイント

※幼保以外基準告示 … 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府、文部科学省、厚生労働省告示第2号）

3 利用定員の変更について

お知らせ

- ・年度途中の定員変更が可能です。
- ・押印不要ですので、メールでの申請・届出が可能です。
- ・3号認定のうち、0歳及び1、2歳の内訳が変わるだけの場合は定員変更の申請・届出は不要ですが、第二期青森市子ども・子育て支援事業計画に影響がありますので、任意の様式で報告してください。

注意点

- ・定員の減少届出は、変更日の三か月前までに提出してください。
- ・定員の増加申請に提出期限はありませんが、審査に数週間から一か月程度の時間を要するため、余裕を持って提出してください。
- ・入所者数と定員数が恒常的に乖離している等、定員設定が実態にそぐわない場合、委託料・給付費の減算や単価の低下に繋がりますのでご注意ください。特に変更日時点で入所者数が定員数を上回っている場合や、年度途中でも1号認定の入所者数が定員数を上回っている場合は、適正な定員の設定を指導することがあります。
- ・定員変更は保育認定の号の増減ごとに申請・届出が必要になります。

定員変更に関連する変更事項について

- ・定員を変更した際、定員の記載がある運営規程、園則、重要事項説明書等にも変更が生じます。運営規程及び園則の変更については、確認事項及び認可・認定事項の変更届の提出をお願いします。

3 利用定員の変更について（つづき）

利用定員変更の提出書類及び提出の期限

手続	No	提出書類	提出日
利用定員増加	①	特定教育・保育施設の確認に係る利用定員の減少届出書	定員変更より前
	②	理事会議事録や起案書等(定員変更の意思決定が確認できる書類)	①に添付
	③	施設平面図(定員変更後の用途及び面積を明記したもの)	①に添付
	④	保育士の資格証の写し(利用定員増加のため新たに雇用した場合)	①に添付
利用定員増加に伴う 運営規程・園則変更	⑤	特定教育・保育施設の確認に係る事項の変更届	運営規程変更から10日以内
	⑥	認可事項変更届又は認定事項変更届(類型により標題が異なります)	運営規程変更より前
	⑦	運営規程	⑤および⑥に添付
	⑧	理事会議事録や起案書等(運営規程変更の意思決定が確認できる書類)	⑤および⑥に添付
手続	No	提出書類	提出日
利用定員減少	①	特定教育・保育施設の確認に係る利用定員の減少届出書	定員変更の3か月以上前
	②	理事会議事録や起案書等(定員変更の意思決定が確認できる書類)	①と同時提出
利用定員減少に伴う 運営規程・園則変更	③	特定教育・保育施設の確認に係る事項の変更届	運営規程変更から10日以内
	④	認可事項変更届又は認定事項変更届(類型により標題が異なります)	運営規程変更より前
	⑤	運営規程	③及び④と同時提出
	⑥	理事会議事録や起案書等(運営規程変更の意思決定が確認できる書類)	③及び④と同時提出

4 その他の運営事項について

(1) 教育・保育施設における事故報告の徹底

教育・保育施設において死亡事故等の重大事故が発生した場合、市への報告が必要ですが、複数の施設で骨折事故の報告漏れがあったことから、再度、報告の徹底をお願いします。

1 報告対象となる施設・事業範囲

- ①特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）
- ②幼稚園（新制度に移行していないもの）
- ③特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）
- ④地域子ども・子育て支援事業（一時預かり事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センター事業、ショートステイ、トワイライトステイ）
- ⑤認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業

2 報告対象となる重大事故の範囲

- ①死亡事故
- ②治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故等
（意識不明の事故や骨折事故を含む。）

3 市に対する報告期限

- ①第1報：原則事故発生当日（遅くとも翌日）
- ②第2報：原則1か月以内程度（状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行う。）

※主な報告内容

第1報・・・事故発生日時、子どもの年齢・性別、発生場所、発生状況等

第2報・・・事故の概要、事故発生の要因分析等

4 その他の運営事項について（つづき）

（2）保育士登録証の変更手続の徹底



保育士が結婚等により氏名や本籍地都道府県等の変更があった場合、保育士登録証の書換えが必要ですが、複数の施設で手続漏れがあったことから、再度、書換え手続の徹底をお願いします。

1 保育士登録証の記載事項

- ①氏名（※令和元年6月15日から「旧姓及び通称名の併記」が可能となっています。）
- ②生年月日
- ③登録番号及び登録年月日
- ④本籍地都道府県名（日本国籍を有しない者については、その国籍）
- ⑤指定保育士養成施設の卒業者又は保育士試験の合格者のいずれに該当するかの別及びその年月



2 書換えの手続

登録事務処理センター（社会福祉法人 日本保育協会）のホームページ参照。

（交付は1～2か月後となります。新しい保育士証が交付されしだい、子育て支援課に写しを提出してください。）

《参考》根拠法令

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）

第十七条 保育士は、保育士登録証（以下「登録証」という。）の記載事項に変更を生じたときは、遅滞なく、登録証の書換え交付を申請しなければならない。

- ② 前項の申請をするには、申請書に申請の原因となる事実を証する書類及び登録証を添え、これを登録を行った都道府県知事に提出しなければならない。

4 その他の運営事項について（つづき）

（3）災害発生時の保育所等における臨時休園等の実施基準（再周知）



ポイント

実施基準については令和3年4月1日から実施となりましたが、災害発生時に混乱なく運用するためには、事前の保護者の理解が不可欠であることから、**施設内掲示板やチラシの個別配付など、保護者への周知についても、引き続き御協力をお願いします。**

特に、**複数の保護者に対して効率的に連絡をするためには、電話による緊急連絡網や一斉メール配信のためのメーリングリストの作成など、事前に連絡体制を整備しておくことが重要**ですので、連絡体制の整備にも努めてくださるようお願いいたします。



参考

《チラシひな形》

災害発生時等の対応について（ひな型）

市内の保育所等では、あらかじめ予測可能な災害（風水害など）から園児やその送迎に当たる保護者の皆様に危険が見込まれる場合や施設被害により園児の受入れが困難な場合に、休園などの措置をとることがあります。

保護者の皆様におかれましては、下記の内容について日頃から留意していただき、緊急時には速やかな行動がとれますよう、ご理解と御協力をお願いいたします。

青森市福祉部子育て支援課長、〇〇保育園園長

園が所在する場所（〇〇地区）に

気象に関する避難情報が発令されたとき

登園前 (午前6時 又は開園 30分前)	<p>警戒レベル5 避難指示(緊急)</p> <p>警戒レベル4 避難勧告</p> <p>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>休園します。</p> <p>○原則、終日休園とし、開園する場合は園から連絡します。</p>
登園後	<p>警戒レベル5 避難指示(緊急)</p> <p>警戒レベル4 避難勧告</p> <p>警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</p>	<p>降園（園児を引渡し）します。</p> <p>○ただし、降園による移動の際に、園児及びお迎えの保護者の安全を確保できないことが見込まれる場合は、園内の安全確保を優先します。</p> <p>○園周辺の状況により緊急を要する場合は、避難場所への誘導を最優先し、避難場所で園児を引渡しします。</p>

市内に特別警報[※]が発表されたとき

上記（避難情報が発令されたとき）と同様に対応します。

※特別警報：特別警報の対象とする現象は、15,000人以上の死者・行方不明者を出した東日本大震災における大津波や、観測史上最高の震度を記録し、5,000人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、北伊半島に甚大な被害をもたらした、100人以上の死者・行方不明者を出した「平成23年台風第12号」の大規模な噴火です。（気象庁HPより）

市内に震度5強以上の地震が発生したとき

登園前	<p>休園します。ただし、安全が確認できる場合は開園します。</p> <p>○園から連絡があるまで、お子さんの登園を見合わせてください。</p>
登園後	<p>安全を確保できない場合は降園（園児を引渡し）します。</p> <p>○園周辺の状況により緊急を要する場合は、避難場所への誘導を最優先し、避難場所で園児を引渡しします。</p>

〇〇保育園の最寄りの避難場所（指定避難所）は、

●●●●●です。